

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	税証明発行情報ファイル
行政機関等の名称	大阪市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政局税務部管理課（管理グループ）、梅田市税事務所、京橋市税事務所、弁天町市税事務所、なんば市税事務所、あべの市税事務所、船場法人市税事務所、大阪市税証明郵送センター、北区役所、都島区役所、福島区役所、此花区役所、中央区役所、西区役所、港区役所、大正区役所、天王寺区役所、浪速区役所、西淀川区役所、淀川区役所、東淀川区役所、東淀川区役所出張所、東成区役所、生野区役所、旭区役所、城東区役所、鶴見区役所、阿倍野区役所、住之江区役所、住吉区役所、東住吉区役所、東住吉区役所矢田出張所、平野区役所、平野北部サービスセンター、平野区南部サービスセンター、西成区役所
個人情報ファイルの利用目的	各種税証明の発行に利用する。
記録項目	1氏名、2現住所、3年度、4税目名、5課税額、6納税収入額、7未収本税額、8納期未到来額、9車両番号、10 1月1日現在住所、11課税標準額、12市民税所得割額、13市民税均等割額、14市民税額、15府民税所得割額、16府民税均等割額、17府民税額、18森林環境税額、19年税額、20総所得金額、21雑損控除、22医療費控除、23社会保険料控除、24小規模企業共済掛金控除、25生命保険料控除、26損害保険料控除、27寡婦・ひとり親控除、28勤労学生控除、29障害者控除、30控除対象配偶者区分、31配偶者控除額、32配偶者特別控除額、33扶養控除額、34基礎控除額、35所得控除合計額、36配偶者合計所得額、37寄附金控除、38市民税所得割調整額、39府民税所得割調整額、40市民税特別減税額、41府民税特別減税額、42市民税配当控除額、43府民税配当控除額、44市民税外国税額控除額、45府民税外国税額控除額、46市民税配当割額控除額、47府民税配当割額控除額、48市民税株式等譲渡所得割額控除額、49府民税株式等譲渡所得割額控除額、50市民税住宅借入金等特別控除の額、51府民税住宅借入金等特別控除額、52扶養親族の数、53扶養合計人数、54扶養親族特定人数、55扶養親族老年者人数、56扶養親族同居老年者人数、57扶養他人数、58老人・寡婦・ひとり親・勤労学生区分、59障がい控除区分、60障害者合計人数、61障害特別人数、 62障害内特人数、63障害他人数、64本人障害区分、65配偶者障害区分、66専従者人数、67専従配偶者区分、68専従者給与額（専従者控除額）、69共有人数、70土地の所在、71登記地目、72登記地積、73現況地目、74現況地積、75価格、76税額、77家屋の所在、78家屋番号、79資産種類、80構造、81家屋棟数合計、82家屋床面積合計、83共有割合、84共有者氏名、85建築年月日、86閉鎖年月日、87構築物（前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額（決定価格）、特例差額、課税標準額）、88機械及び装置（前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額（決定価格）、特例差額、課税標準額）、89船舶（前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額（決定価格）、特例差額、課税標準額）、90航空機（前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額（決定価格）、特例差額、課税標準額）、91車両及び運搬具（前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額（決定価格）、特例差額、課税標準額）、92工具・器具・備品（前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額（決定価格）、特例差額、課税標準額）等
記録範囲	税証明書の交付申請があったもの
記録情報の収集方法	課税情報、納税情報及び交付申請書等により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政部行政課 (情報公開グループ)	
	(所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	